

# 「借金」と「心」の無料相談会のご予約方法

- (1)【電話予約】 山形財務事務所理財課 023-641-5201まで「相談会の予約」とお電話ください。  
完全予約制です。平成29年3月2日(木)16:30までにお電話下さい。
- (2)【事前相談】 電話予約の際に、相談員が借金の状況等をおうかがいします。  
⇒ 法律相談用「相談カード」を作成し、相談会当日にお渡します。  
⇒ 「相談カード」を作成することで、弁護士相談がスムーズに進みます。  
・電話予約の際に、事前相談の時間がない方はその旨お伝えください。  
・通話料金がかかりますが、当方より折り返し電話しますので安心です。  
※心の相談を希望しない方は、予約の際にお申し出ください。
- (3)【相談会当日】 指定の時間までに当所へお越し下さい。  
・弁護士による法律相談30分、保健師による心の相談30分が目安です。  
・完全予約制ですが開始時間が遅れる場合がありますので、ご了承ください。



## よくあるご質問

- Q. 「借金はありません。  
心の相談だけでも受けられますか？」
- A. 今回は弁護士による法律相談との同時開催のため、心の相談時間にも制限があります。  
**心の相談だけをご希望の方は協力機関である山形県精神保健福祉センターに直接お電話いただくことをおすすめします。**

## 山形県精神保健福祉センター

心の健康相談ダイヤル **023-631-7060**  
受付時間 月～金(祝日・年末年始除く)  
9:00～12:00 13:00～17:00 【相談無料】

### 3月は「自殺対策強化月間」です

3/1(水)～3/7(火)は全国一斉こころの健康相談ダイヤルによる相談受付を実施します。

こころの健康相談 (おこなおう まもろうよ こころ)

統一ダイヤル **0570-064-556**

期間中は、山形県精神保健福祉センターの相談員が  
**9:00～17:00、3/4(土)、3/5(日)の相談も受付します。**  
一人で悩まず、「心の声」をお話しませんか？

## <債務整理の4つの方法>

- ◇任意整理…裁判所を通さず、債権者と弁護士や司法書士などの間で返済方法を和解します。
- ◇特定調停…裁判所が債権者と債務者の間に立って利害関係を調整します。
- ◇個人再生…裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します。
- ◇自己破産…裁判所を通じて、債務の支払を免責してもらいます。

## Q. 「山形市以外で無料相談会はありませんか？」

- A. 当所では年3～4回置賜、最上、庄内、村山各地で巡回無料相談会を開催しています。平成29年も各地区会場にて、「借金」と「心」の巡回無料相談会を開催します。当所ホームページや市町村広報誌にてお知らせします。お急ぎの方は当所常設相談窓口へお電話下さい。  
**相談専用 023-641-5201【無料・秘密厳守】**

## Q. 「弁護士相談が必要か、わからない。」

- A. 「お困りのこと」を相談員にお話してください。状況を整理し、必要に応じて弁護士等法律の専門家や関連相談窓口などをご案内します。

東北財務局山形財務事務所の地図



## 《公共交通機関をご利用の場合》

- ・JR山形駅から徒歩約35分
- ・JR北山形駅から徒歩約25分
- ・「千歳公園待合所」バス停車、徒歩約3分

## 《お車の場合》

- ・当所無料駐車場をご利用下さい。

■ 東北財務局山形財務事務所 /住所:山形市緑町2-15-3 /相談専用電話:023-641-5201  
当所は財務省や金融庁の仕事をしている国の出先機関です。安心してご相談下さい。